

## 給付対象となる事業の採択にあたっての申請方法、申請期限、審査基準及び審査体制について(製造業等立地支援事業)

### 応募書類の提出について

#### (1)受付期間

6次公募 平成28年5月9日月曜日～平成28年7月29日金曜日 正午必着(郵送)

#### (2)提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、**正本1部と写し3部の計4部**を、上記期間までに**事務局へ郵送にて提出してください**。また、併せて**写し1部を立地する県の企業立地担当課へ郵送にてそれぞれ提出してください**。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

#### (3)事前相談、問い合わせ先

応募される方は、事前に立地する県を所管する経済産業局担当課又は立地する県の企業立地担当課に相談されることをお勧めします。申請書作成にあたっての問い合わせについては、事務局でも受け付けています。事務局、立地する県を所管する経済産業局又は立地する県の企業立地担当課については、P.2に記載のとおりです。締切期限の直前は混み合うことが予想されるため、お早めにご相談ください。

また、この補助金に関するお問い合わせは、事務局又は立地する県を所管する経済産業局担当課にお願いします。

#### (4)提出先

提出書類は郵送により以下に提出してください。封筒等の表面に「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業応募書類在中」と朱記してください。なお、郵送先は経済産業省ではありませんので、ご注意ください。

事務局による確認がありますので、提出前(申請書作成時)に必ず事務局まで電話連絡をしてください。

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局>

**【提出物】正本1部+写し3部+電子媒体一式**

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9 内神田282ビル7階

みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局担当)

TEL: 03-5289-7204 FAX: 03-3256-7471

※電話受付時間 10:00～12:00 及び 13:00～17:00

E-mail: [tsunami-ritti@mizuho-ir.co.jp](mailto:tsunami-ritti@mizuho-ir.co.jp)

<立地する県の企業立地担当課> **【提出物】写し1部**

青森県	〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 青森県商工政策課 TEL: 017-734-9366 FAX: 017-734-8106
岩手県	〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1 岩手県企業立地推進課 TEL: 019-629-5562 FAX: 019-629-5569
宮城県	〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県産業立地推進課 TEL: 022-211-2732 FAX: 022-211-2739
福島県	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 福島県企業立地課 TEL: 024-521-8523 FAX: 024-521-7935
茨城県	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県立地推進室 TEL: 029-301-2036 FAX: 029-301-2039

- (注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注3) 一企業で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送（1郵送につき1申請）をお願いします。

**(5)インターネットの利用**

本公募要領及び関連資料はウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/05/02.html>

**(6)提出書類について**

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判をお願いします。（各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。）
- ②以下の「提出書類一覧表」における書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局	・ <b>正本1部</b> … 片面印刷 A4判 ・ <b>写し3部</b> … 両面印刷 ・ <b>電子媒体一式</b> … 「提出書類のとりまとめ方法」で指定する書類を格納したCD-R（DVD-Rも可。以下同じ。）
立地する県の企業立地担当課	・ <b>写し1部</b> … 両面印刷

※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。

※CD-Rには申請企業名を必ず記載してください。

- ③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

- ④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご注意ください。

「提出書類一覧表」

	書 類 名	様式
提出書類	<input type="checkbox"/> 応募書類	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第2
	<input type="checkbox"/> 投資関係	別添1
	<input type="checkbox"/> 事業の将来性	別添2
	<input type="checkbox"/> 雇用創出効果	別添3
	<input type="checkbox"/> 地域経済における重要度	別添4
	<input type="checkbox"/> 被災地への貢献度	別添5
	<input type="checkbox"/> 補助事業の実施計画（様式第2の1）の添付書類	様式無し
	<input type="checkbox"/> 様式第2の補足資料	様式無し

（注1）共同申請の場合、様式第2「2～4」、別添1、補足資料については共同申請を構成する各社ごとに用意した上で、共同申請単位でとりまとめて提出してください。

（注2）上記以外にも確認書類等がありますので、「提出書類等チェックシート」を十分にご確認ください。

## 採択の審査について

### （1）採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。

#### ①基本的事項の審査（必須項目）

##### ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ補助対象事業者の要件を満たしているか

##### イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

##### ウ. 補助事業の実施体制 等

応募者は補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

#### ②事業内容に関する審査（加点項目）

##### ア. 支援の必要性

被災の程度が大きく、復興が遅れている地域（市町村）への立地を優遇

##### イ. 投資計画の熟度

企業立地に蓋然性が認められる事業となっているか

##### ウ. 事業の将来性

将来性のある事業となっているか

##### エ. 雇用創出効果

雇用を長期安定的により多く創出する事業となっているか

##### オ. 地域経済における重要度

地域経済の活性化や更なる産業集積に好影響をもたらす事業となっているか

カ. 被災地への貢献度

被災地における東日本大震災からの復興に効果をもたらす事業となっているか

③立地する県の知事の意見書

上記の審査に当たっては、立地する県の知事から提出される意見書を踏まえて行います。